

別紙

岩手県立盛岡工業高等学校寄宿舎及び定時制生徒給食等業務委託仕様書

受託者は、委託業務の実施に当たっては、この仕様書に定めるもののほか、食品衛生法、学校給食法を遵守し、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」に基づいた衛生管理を誠実かつ確実に履行するものとする。

1 業務内容

- (1) 岩手県立盛岡工業高等学校寄宿舎食及び定時制夜間学校給食の献立作成
- (2) 賄材料の発注、仕入、検収
- (3) 夜間給食用牛乳の収受及び検収
- (4) 本校寄宿舎居住生徒及び職員に対する給食（朝食、昼食、夕食）の調理及び盛り付け
- (5) 本校定時制生徒及び職員に対する夜間学校給食の調理及び盛り付け
- (6) 食器及び調理器具の洗浄、消毒及び保管
- (7) 厨房及び食堂等付帯施設の清掃、衛生管理
- (8) その他委託業務の付帯業務

2 業務対象

給食は、岩手県立盛岡工業高等学校長（以下「校長」という。）が岩手県立盛岡工業高等学校の使用を許可した者（以下「利用者」という。）に対して提供するものとする。また、校長が特に認める者についても同様とする。

3 業務期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

4 業務実施場所

岩手県立盛岡工業高等学校 厨房及び食堂

5 給食数量

- (1) 常時利用する者は、概ね次のとおりとする。

ア 寄宿舎入舎生徒 41人

イ 定時制生徒 6人

- (2) 各食ごとの食数は、概ね次のとおりとする。

ア 朝食 41食

イ 昼食 41食

ウ 夕食 47食

ただし、食数に変更が予想される場合は、委託者は前日までに受託者に通知するものとする。

- (3) 給食数見込（概算）

年度	朝 食	昼 食	夕 食	夜 間 給 食
令和8年度	10,367 食	9,832 食	9,975 食	954 食

- (4) 年間提供日数

別表のとおり

- (5) 上記（1）～（4）は令和8年度の見込みであることから、次年度以降については、当該年度当初に委託者が受託者に別途提示する。

6 調理及び給食提供の場所及び給食提供時間

- (1) 調理は厨房で行い、給食提供の場所は食堂とする。
- (2) 食堂内での配膳は、原則として利用者自身に行わせるものとする。
- (3) 給食時間は、次のとおりとする。

寄宿舎食	朝食	午前7時00分から午前8時30分まで
	昼食	午前11時55分から午後0時55分まで
	夕食	午後5時00分から午後7時30分まで
定時制夜間給食	夕食	午後5時00分から午後5時45分まで

7 賄材料費

寄宿舎食 朝食 1食当り450円、昼食・夕食 1食当り500円とする。
定時制夜間給食 1食当り500円とする。

なお、夜間給食の精米は委託者から現物支給される場合がある。(喫食者が夜間給食補助対象者の場合)

8 設備等の使用

受託者は、委託者の提供する厨房施設設備及び用水、給湯、電気を使用して給食等業務を行うものとする。また、休憩室及びトイレは無償で使用を許可するものとする。

9 献立、調理

- (1) 給食の献立は、利用者の所要栄養基準を満たすような食品構成と食品原材料の選択及び食材の安全性や県産食材の積極的な利用に配慮し、衛生的で変化に富み、かつ、季節感のある食事を提供するように努めること。
- (2) 関係保健所から情報を受け、地域における伝染病、食中毒の発生状況を把握し、それらの発生防止に配慮した献立を作成すること。
- (3) 献立表は、1か月単位で作成し、実施の7日前までに委託者に提出すること。
また、献立作成の際は、提供する料理・食品重量等の計画を立てて栄養量の計算を行い、喫食者が適切な栄養量を確保できる内容とすること。
なお、急遽変更等が生じた場合は速やかに委託者に協議すること。
- (4) 献立表は、熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な成分の表示を行い、栄養に関する情報の提供を行うこと。
- (5) 学校行事等に合わせた献立の作成に努めること。
- (6) 献立表は、食堂に貼り出すとともに寄宿舎、定時制に配付すること。
- (7) 賄材料の調達は、受託者において行い、調達した材料は適正に管理、保管すること。
また、可能な限り岩手県食材を使用すること。
- (8) 産直や個人農家などから直接仕入れる地場産物を食材として使用する際は、事前に委託者に通知し、委託者が実施する検査で国が定める食品中の放射性物質の基準値に適合することを確認し提供すること。

10 委託業務従事者の配置等

- (1) 受託者は、給食業務及びこれに付帯する業務を遂行するため給食業務に従事する者(以下「業務従事者」という。)を岩手県立盛岡工業高等学校に4名以上配置するものとし、そのうち1名以上は調理師資格保持者又は同等の資格(栄養士)を有する者で過去10年以内に学校給食業務に1年以上の勤務経験を有する者を配置すること。

- (2) 受託者は、栄養士、調理師その他の職員を配置し、常時給食業務に従事させるものとする。
- (3) 栄養士は、献立の変更や食中毒等の緊急時における対応を行うものとする。
また、産直や個人農家などから直接仕入れる地場産物を食材として使用する際の、委託者への通知及び委託者が実施する検査業務への協力を行うものとする。
- (4) 業務従事者は、岩手県立盛岡工業高等学校において業務に従事するときは、一定の被服を着用し、業務従事者であることを明瞭にするものとする。

11 委託業務管理

- (1) 施設、設備の保全、給食業務のための作業管理、衛生管理及び原材料管理については、善良な管理者の注意をもって、その業務に当たる。
なお、受託者の責めに帰すべき理由による施設・設備等の破損については、受託者の責任により、現状に回復するものとする。
- (2) 受託者は、給食業務により生じた食中毒等疾病については、その責を負うものとする。
- (3) 保健所による指導その他必要な研修を受講・実施するなど、あらゆる機会を通じて業務従事者に係る衛生管理に努めるものとする。
- (4) 受託者は、業務従事者の健康診断を年1回、検便（赤痢菌、サルモネラ、腸管出血性大腸菌）を月2回実施するとともに、10月から3月までの間、月1回ノロウイルスの検便検査を実施し、その結果を速やかに委託者に報告するものとする。

12 委託業務従事者の通知

- (1) 受託者は、業務従事者の略歴、資格、免許その他必要な事項を記載した名簿（委託業務従事者名簿）を委託者に提出するものとする。
- (2) 業務従事者を変更した場合、前号と同様とする。

13 委託業務従事者の管理

- (1) 受託者は、業務従事者の身元保証、就業、健康管理及び接遇等については、自ら適切にこれを行うものとする。この場合、学校の管理運営に支障を来さないように留意するものとする。
- (2) 委託者は、業務従事者のうち給食業務を実施させるのに不適當な者がいると認めた場合は、理由を示して受託者に必要な指示をすることができる。

14 不測の事態における対応

受託者は、責めに帰すべき事故等の発生により営業停止処分等を受けるなど、調理業務等を実施することができなくなった場合は、その責任において給食に代わるものの確保等を行うものとする。

15 給食業務日誌

受託者は、給食業務日誌（別紙様式）を業務実施日ごとに作成の上、速やかに委託者に提出するものとする。

16 定期及び日常の衛生検査の点検票

受託者は文部科学省の「夜間学校給食衛生管理基準」に基づき、第8票「夜間学校給食日常点検票」を委託者に提出するものとする。

17 火災等の防止

受託者は、業務従事者の中から火気取扱責任者を選任し、火災等の予防に万全を期するものとする。

18 学校給食委員会への出席

受託者は、教職員及び事業者等で構成する学校給食委員会に出席するとともに、当該委員会での協議結果について誠意をもって対応するものとする。

19 その他

- (1) 消耗品等については、受託者において、必要数を準備すること。
- (2) 委託従事者の健康記録、作業工程表、作業動線図を整備すること。

令和8年度 給食提供食数、年間提供日数一覧表（寄宿舎生）

食事提供 ○

日	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		日数
	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	
1																									1
2																									2
3																								○ 3/3 閉舎	3
4																									4
5																									5
6																									6
7																									7
8																									8
9																									9
10																									10
11																									11
12																									12
13																									13
14																									14
15																									15
16																									16
17																									17
18																									18
19																									19
20																									20
21																									21
22																									22
23																									23
24																									24
25																									25
26																									26
27																									27
28																									28
29																									29
30																									30
31																									31
食数	24	24	25	25	27	26	27	30	30	30	30	30	31	31	31	31	25	24	24	24	28	28	28	28	3
日数	25		28		28		29		16		27		31		30		25		21		28		5		日数

年間提供日数
295日

年間提供食数	朝食	昼食	夕食
	289	283	289

別紙様式

給 食 業 務 日 誌

		副校長	事務長	係 員
令和 年 月 日 曜日	記入者	印		
第 一 登 庁 者	時 分登庁			
業 務 従 事 者				
食 事 提 供 人 数	朝 食	昼 食	夕 食	合 計
	人	人	寄) 人 定) 人	寄) 人 定) 人
予 定 献 立 と の 変 更 (変 更 前 / 後)				
そ の 他				
最 終 退 庁 者	時 分退庁			